

# 築川

1	漁業権番号	内共第23号（築川）							
2	漁場の区域	盛岡市神子田町築川橋下流端の線から上流の築川本流及びその支流の区域							
3	遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
			あゆ	友釣り 擬餌釣り	築川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から10月31日まで			
			やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
			さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
			いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
			うなぎ	置釣り	〃	7月1日から9月30日まで			
			うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から11月30日まで			
			かじか	〃	〃	7月1日から9月30日まで			
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
		(2) 区域の制限	区域	禁止期間					
築川日蔭とめの上流50メートルの地点から同とめの下流50メートルの地点までの区域	1月1日から12月31日まで								
根田茂片貝橋下流端から宇曾沢とめの下流50メートルの地点までの区域。ただし、餌釣り及び擬餌釣りについては、片貝橋下流端から宇曾沢とめの上流50メートルまでの区域を除く。	〃								
川目上天滝橋上流端の上流160メートルの地点から同地点の上流330メートルの地点までの区域	〃								
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌及びあゆの餌釣りによる採捕は、禁止する。								
	(4) 全長の制限	名称	禁止に係る全長						
やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下							
さくらます		20センチメートル以下							
いわな		13センチメートル以下							
うなぎ		30センチメートル以下							
うぐい		10センチメートル以下							
かじか		5センチメートル以下							
(5) その他	組合が濃密放流して開設するにじますの特設釣場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。								
4	遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 擬餌釣り	円 1,000	円 7,000	組合事務所及び指定販売所	
				やまめ さくらます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り				
				うなぎ	置釣り				
				雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	700		5,000
					うなぎ	置釣り			
		遊漁券販売所			名称	電話番号		名称	
		岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。							

		<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>				
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所 岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712
	全魚種	あゆ	友釣り 擬餌釣り	円 22,400	円 20,100	
		やまめ さくらま	餌釣り 擬餌釣り			
		す いwana うぐ				
		い かじか				
うなぎ	置釣り					
雑魚	やまめ さくらま	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000		
	す いwana うぐ					
	い かじか					
うなぎ	置釣り					
5 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>					